

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 63)

陳腐化資産の償却限度額の特例の承認申請書

※整理番号

※経理/簿記科

税務署受付印

平成 年 月 日

国税局長殿

連 結 子 法 人	(フリガナ) 法 人 名	(フリガナ) 納 税 地	整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	電話() -	部 門	
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名	代 表 者 住 所	決 算 期	
	代 表 者 住 所	事 業 種 目	業 種 番 号	

この申請に回答する係及び氏名 電話() -

事業種目 業

次回先 親署 → 子署 子署 → 調査課

次の陳腐化した減価償却資産の減価償却については、償却限度の特例の適用を受けたいので申請します。

承認を受けようとする使用可能期間の明細	
種 類	1
構 造 又 は 用 途	2
細 目	3
名 称	4
所 在 す る 場 所	5
現に償却費の額の計算の基礎としている耐用年数	6
承認を受けようとする使用可能期間	7

陳腐化の事実

使用可能期間算定の基礎 別 紙

陳腐化したことを証する書類 別 紙

税 理 士 署 名 押 印

※ 税 務 署 処 理 欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	整 理 簿	備 考
---------------	-----	-------	---------	-------	-----

15.00改正

(法1318-1)

(規格A4)

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 58)

陳腐化資産の償却限度額の特例の承認申請書

※整理番号

税務署受付印

平成 年 月 日

国税局長殿

連 結 子 法 人	(フリガナ) 法 人 名	(フリガナ) 納 税 地	整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	電話() -	部 門	
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名	代 表 者 住 所	決 算 期	
	代 表 者 住 所	事 業 種 目	業 種 番 号	

この申請に回答する係及び氏名 電話() -

事業種目 業

次回先 親署 → 子署 子署 → 調査課

次の陳腐化した減価償却資産の減価償却については、償却限度の特例の適用を受けたいので申請します。

承認を受けようとする使用可能期間の明細	
種 類	1
構 造 又 は 用 途	2
細 目	3
名 称	4
所 在 す る 場 所	5
現に償却費の額の計算の基礎としている耐用年数	6
承認を受けようとする使用可能期間	7

陳腐化の事実

使用可能期間算定の基礎 別 紙

陳腐化したことを証する書類 別 紙

税 理 士 署 名 押 印

※ 税 務 署 処 理 欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	整 理 簿	備 考
---------------	-----	-------	---------	-------	-----

14.07改正

(法1318-1)

(規格A4)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 63)

陳腐化資産の償却限度額の特例の承認申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、陳腐化した減価償却資産の償却限度額の計算を法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第60条の2（陳腐化した減価償却資産の償却限度額の特例）又は法令第155条の6（個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用）の規定により行おうとする場合に使用してください。
- 2 この申請書は、納税地の所轄税務署長を経由して国税局長に2通提出してください。
- 3 申請書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「種類1」、「構造又は用途2」及び「細目3」の各欄には、陳腐化資産の減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に掲げる種類又は設備の種類、構造又は用途及び細目を記載してください。
 - (4) 「名称4」欄には、建物、建物附属設備、構築物、船舶、航空機又は無形減価償却資産について、個々の資産ごとにこの特例の適用を受ける場合に、申請資産の固有の名称を記載してください。
 - (5) 「所在する場所5」欄には、陳腐化資産の所在する事業所名及びその所在地を記載してください。
 - (6) 「現に償却費の額の計算の基礎としている耐用年数6」欄には、(3)の資産につき現に償却費の額の計算の基礎としている耐用年数を記載しますが、貴法人が法定耐用年数より短い年数で償却費の額を計算している場合には、法定耐用年数を記載してください。
 - (7) 「承認を受けようとする使用可能期間7」欄には、(3)の資産を事業の用に供した時から陳腐化が生じたため更新又は廃棄すると見込まれる時までの期間（1年未満の端数は切り捨てます。）を記載してください。
 - (8) 「陳腐化の実事」欄には、(3)の資産の陳腐化、不適応化等の理由及び事実の概要を記載してください。
 - (9) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。
 - (10) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 「使用可能期間の算定の基礎」及び「陳腐化したことを証する書類」については別紙に記載することとし、別紙「承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書」とともに、この申請書に添付してください。
- 5 この申請書には、申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の営業報告書及び法人税確定申告書別表十六（減価償却資産の償却額の計算に関する明細書）中の3(3)の資産に係る部分の写し並びに申請資産の写真、カタログ等申請資産の状況が明らかになる資料を添付してください。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 58)

陳腐化資産の償却限度額の特例の承認申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、（追加）陳腐化した減価償却資産の償却限度額の計算を法人税法施行令（追加）第60条の2（陳腐化した減価償却資産の償却限度額の特例）（追加）の規定により行おうとする場合に使用してください。
 - 2 この申請書は、納税地の所轄税務署長を経由して国税局長に2通提出してください。
 - 3 申請書の各欄は、次により記載してください。
（新設）
- （新設）
- (1) 「種類1」、「構造又は用途2」及び「細目3」の各欄には、陳腐化資産の減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に掲げる種類又は設備の種類、構造又は用途及び細目を記載してください。
 - (2) 「名称4」欄には、建物、建物附属設備、構築物、船舶、航空機又は無形減価償却資産について、個々の資産ごとにこの特例の適用を受ける場合に、申請資産の固有の名称を記載してください。
 - (3) 「所在する場所5」欄には、陳腐化資産の所在する事業所名及びその所在地を記載してください。
 - (4) 「現に償却費の額の計算の基礎としている耐用年数6」欄には、(1)の資産につき現に償却費の額の計算の基礎としている耐用年数を記載しますが、貴法人が法定耐用年数より短い年数で償却費の額を計算している場合には、法定耐用年数を記載してください。
 - (5) 「承認を受けようとする使用可能期間7」欄には、(1)の資産を事業の用に供した時から陳腐化が生じたため更新又は廃棄すると見込まれる時までの期間（1年未満の端数は切り捨てます。）を記載してください。
 - (6) 「陳腐化の実事」欄には、(1)の資産の陳腐化、不適応化等の理由及び事実の概要を記載してください。
 - (7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。
 - (8) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 「使用可能期間の算定の基礎」及び「陳腐化したことを証する書類」については別紙に記載することとし、別紙「承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書」とともに、この申請書に添付してください。
 - 5 この申請書には、申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の営業報告書及び法人税確定申告書別表十六（減価償却資産の償却額の計算に関する明細書）中の3(1)の資産に係る部分の写し並びに申請資産の写真、カタログ等申請資産の状況が明らかになる資料を添付してください。